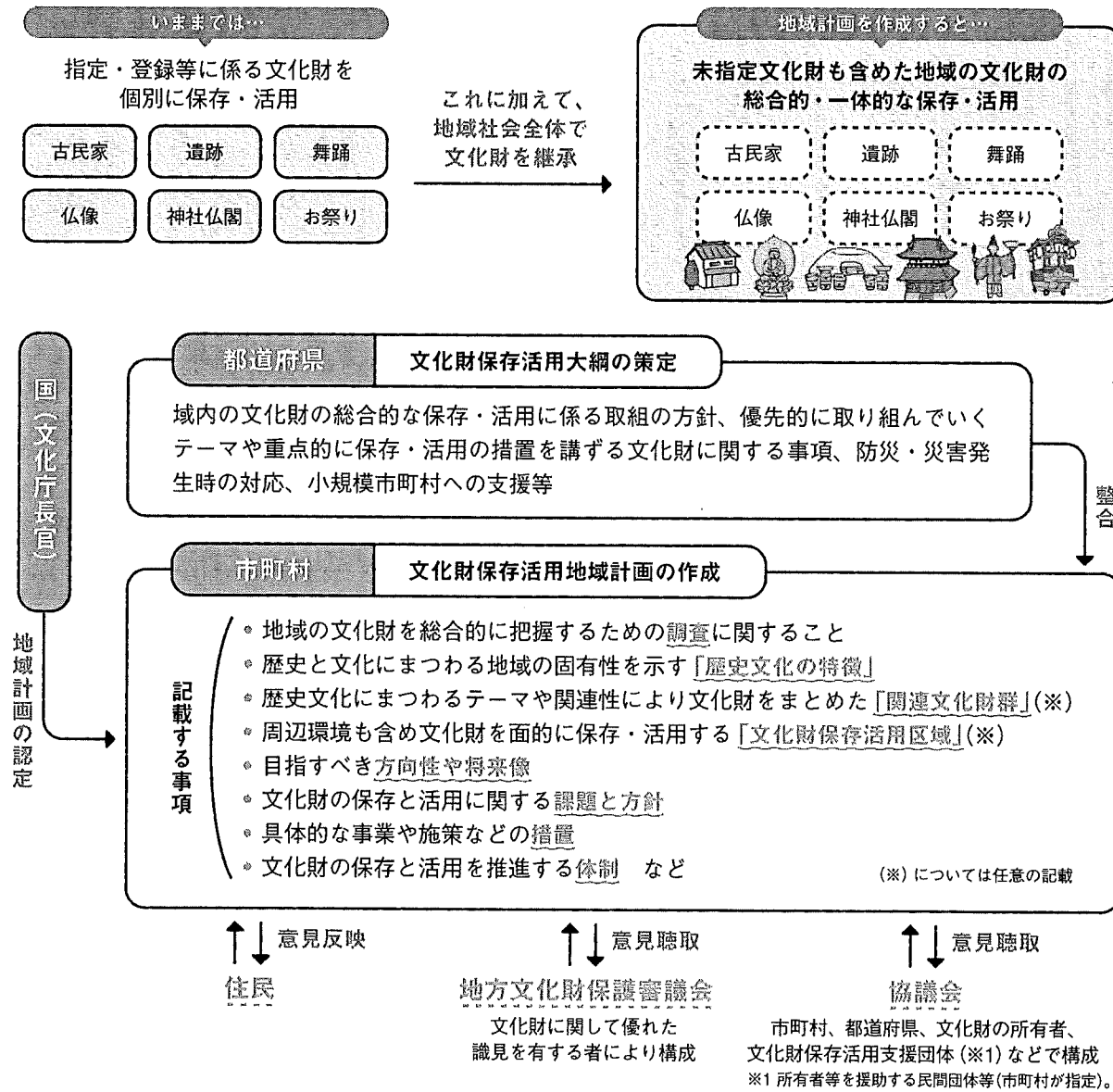


01. 文化財保存活用地域計画とは？

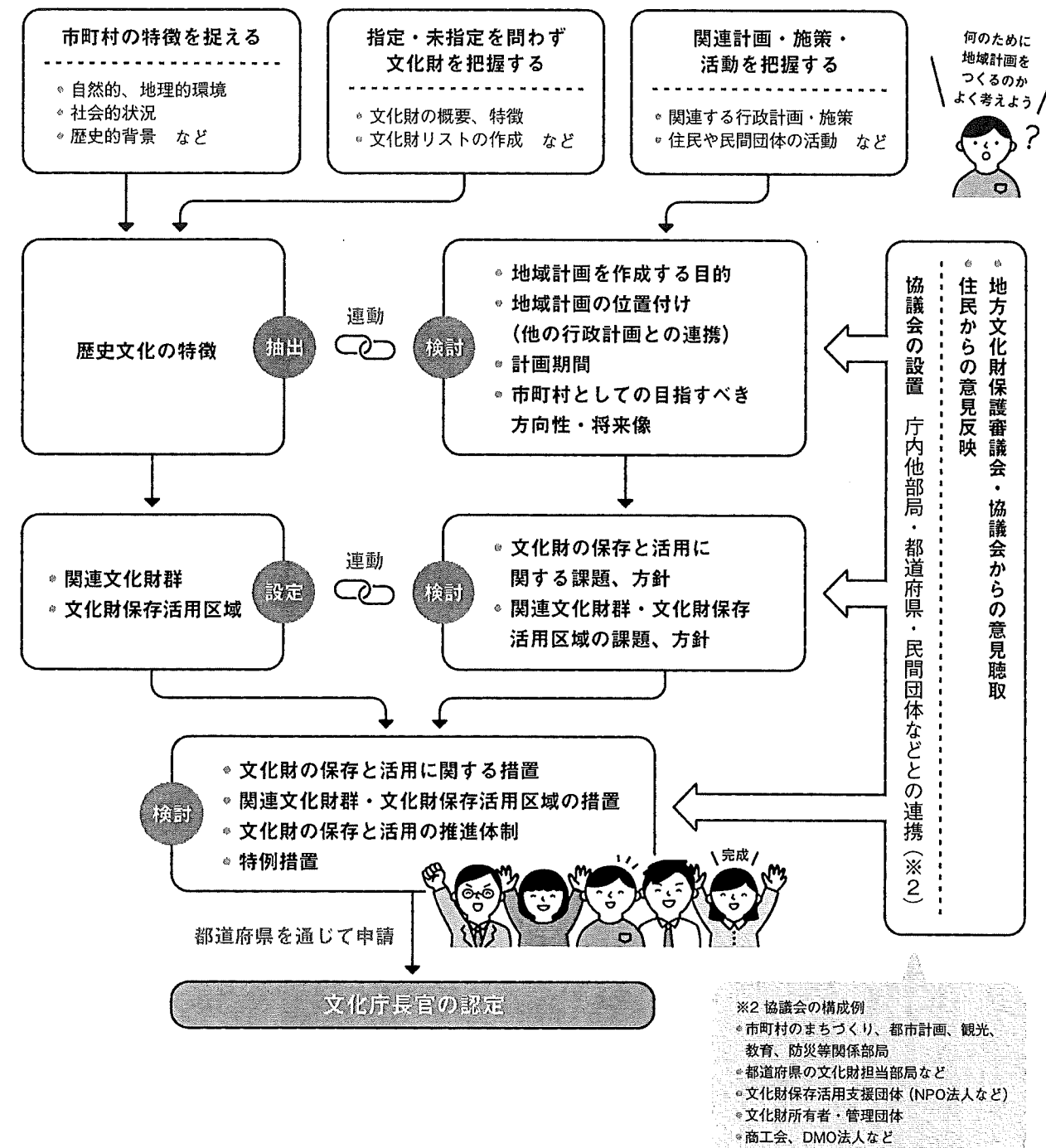
文化財保存活用地域計画は、文化財保護法に位置付けられた市町村における文化財の保存と活用に関する総合的な法定計画であり、市町村の総合計画の下に体系づけられるものです。地域の歴史や文化にまつわるコンテクストに沿って多様な文化財を俯瞰し、総合的・一体的に保存・活用することにより、地域の特徴をいかした地域振興に資するとともに、確実な文化財の継承につなげるものです。文化財保護行政の中・長期的な基本方針を定めるマスタープランと、短期的に実施する具体的な事業を記載するアクションプランとしての両方の役割を担います。

この計画を作成・実施することにより、住民・民間団体・文化財部局・庁内関係部局などが地域総がかりで文化財を守り、いかし、伝える体制の構築を図り、文化財の存続につなげていくことが期待されています。



- 認定市町村が感じた地域計画作成のメリット
- 文化財保護におけるビジョンの共有
 - 中・長期的な方針や具体的な事業の可視化による計画的な行政運営
 - 文化財保護行政への他部局・上層部の理解促進
 - 地域計画作成時の連携体制が事業計画の推進に寄与
 - 住民、関係団体、庁内各課、他地域などとの連携強化
 - 作成に伴う調査での文化財及び類型を超えた文化的遺産の把握
 - 関連文化財群の設定による地域住民の文化財への興味喚起と交流活性化
 - 補助率加算などの国庫補助事業における優遇
- 地域計画認定市町村へのアンケート (2020年10月) より

02. 文化財保存活用地域計画 作成の流れ



03. 認定の基準

文化庁長官による認定には次に掲げる要件を満たしている必要があります。

- 文化財保存活用地域計画の実施が当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること
- 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること
- 文化財保存活用大綱が定められているときには、当該大綱に照らし適切なものであること

認定を受けた場合の特例措置

- 国の文化財登録原簿への登録の提案
- ボトムアップでの未指定文化財の保護の推進
- 町村への一部事務の権限移譲
- 認定町村における円滑な計画の実施

05. 文化財の総合的・一体的な保存と活用の取組

都道府県の文化財保存活用大綱や市町村の総合計画などを勘案し、歴史文化や地域の実状を踏まえた上で文化財保護行政としての将来像・方向性を掲げましょう。その実現には、文化財の保存と活用に関する課題を捉え、文化財を総合的・一体的に把握する方法も用いながら、住民や民間団体、関係部局などと連携をはかり、解決策となる中・長期的な方針をたてる必要があります。その上で、計画期間内に実施していく措置の具体的な内容を記載します。措置については、円滑かつ確実な実施のため主体やスケジュールの明示が求められます。また、措置数が多い場合、重点事業を設定するなど優先順位をつけることも有効です。

- 凡例
 □内は主体
 〇文化財保護部局
 〇行政他部局
 〇文化財所有者
 〇住民
 〇民間団体
 〇歴史博物館
 〇大学

域内全体を対象に実施する措置

- 文化財保護指導委員制度の創設 〇
- 文化財保存活用支援団体制度の創設 〇
- 古文書の所在調査 〇(〇)
- 文化財ハザードマップの作成 〇(〇)
- 文化財防災マニュアルの作成 〇(〇)
- 文化財データベースの作成、HP・アプリの開発 〇
- お宝掘り起こし住民ワークショップ 〇(〇)
- 地域遺産制度の創設 〇(〇)
- エコミュージアム構想の検討 〇(〇)
- 限界集落における文化財の総合的記録 〇
- 域内回遊を促進する交通施策検討 〇(〇)
- オーバーツーリズム緩和施策の検討 〇(〇)
- 地名の由来を活かした事業の検討 〇(〇)

5-2 近世〇〇大工の技術と知恵

【方針】
 近世〇〇大工の技術を伝える歴史的建造物の保存をはかるために、文化財保存のための種々の技術の継承と原材料の確保に取り組む。また、伝統技術の情報発信と普及をすすめる。

【措置】

22 文化財を保存するために必要な技術・材料の調査 〇(〇)	37 〇〇寺鐘樓の解体修理 〇
23 大径材確保のための植樹 〇(〇)	38 大工道具製作技術保持者への支援 〇
24 樹皮採取林の保全 〇(〇)	39 伝統技術保持者への顕彰制度の創設 〇
25 伝統木工技術の後継者育成 〇	40 左官壁と畳の振興 〇(〇)
26 大工の技術体験イベント 〇	

3 ●●城跡と城下町の文化財保存活用区域

【方針】
 ●●城跡及びその周辺の歴史的なまちなみの整備とともに伝統的な生活文化の振興をはかり、それらをかきかして観光の促進につなげる。

【措置】

- 石垣の整備 〇
- 馬場の整備 〇(〇)
- 天守閣資料館の展示更新 〇
- 歴史的建造物の調査と修理助成 〇
- 町家の分散型ホテルへの改修 〇
- 土蔵をカフェに改修 〇
- 景観規制 〇
- 無電柱化と道路美装、歩道整備 〇
- 屋外広告物規制 〇
- トイレ洋式化事業 〇
- 〇〇家の茶室と露地の整備 〇
- 〇〇家の歴史資料の整理と調査 〇
- 着付け教室の開催 〇
- 横石料理教室の開催 〇
- 茶事の開催 〇
- 獅子舞の記録作成 〇
- 城下町の武家文化体験(リビングヒストリー) 〇(〇)
- サインの多言語化 〇
- DMOと連携した散策マップの作成 〇(〇)
- 著名人によるSNSでの魅力発信 〇
- ボランティアガイドの育成 〇



1-1 〇〇古墳と副葬品

【方針】
 調査等で明らかになった情報を郷土学習にいかし、理解促進につなげ、郷土愛を醸成する。

【措置】

- ドローン・VRによる古墳解説映像の作成 〇(〇)
- 文化財副葬品の作成 〇
- 学生を対象とした発掘体験 〇
- 3Dスキャナによる副葬品のレプリカ作成 〇(〇)
- 住民ガイドの育成 〇
- 調査成果のアーカイブ化 〇
- 専門職による出前授業 〇(〇)

2-1 〇〇山信仰と修験の道

【方針】
 過疎化や少子高齢化などにより維持管理が困難な〇〇山信仰にまつわる文化財の保存に係る事業を実施し、当地に根付いた信仰文化の歴史的価値の継承をはかるとともに、情報発信に努める。

【措置】

- 〇〇神社の屋根替修理・防災設備の設置 〇
- 〇〇古文書の修理 〇
- 〇〇古文書の調査 〇(〇)
- 社務所棟の修理及び高精細レプリカ作成 〇(〇)
- 収蔵庫の改修 〇
- 境内古本市(ユニークベニュー)の開催 〇
- 舞殿での雅楽の演奏会(ユニークベニュー) 〇
- 山車の修理 〇
- 行事・祭礼の調査およびデジタル記録作成 〇(〇)
- 修験道ルートの確認と散策路整備 〇
- 修験道ルートのサイン整備 〇
- 参詣スタンプアプリの開発 〇
- 春と秋の文化財の特別公開 〇
- 古文書を根拠に食文化の復元 〇(〇)

4-2 養蚕と農村の近代化

【方針】
 地域おこし協力隊と住民が連携し、養蚕の近代化に伴い隆盛した農村の魅力をいかして、賑わいを創出する。

【措置】

- 〇〇家住宅土塀の修理 〇
- 〇〇家住宅庭園の整備 〇
- △家住宅の農泊への改修 〇(〇)
- 〇〇畑のライトアップ 〇
- 〇〇風穴のサイン整備 〇
- 〇〇ボランティアによる桑畑の清掃等 〇
- ☆家住宅で地域おこし協力隊による郷土料理レストラン解説 〇
- 〇〇養蚕資料館の整備 〇(〇)
- 〇〇ガイド詰所・インフォメーションセンター整備 〇(〇)
- 〇〇糸紡ぎ体験 〇



7-1 地歌舞伎と農村舞台

【方針】
 地歌舞伎と農村舞台を一体として存続を図る。

【措置】

- 〇〇農村舞台の耐震補強 〇
- 〇〇地歌舞伎衣装の繕い 〇
- 〇〇地歌舞伎の公演 〇
- 〇〇ARグラスによる歌舞伎の解説 〇(〇)
- 〇〇子ども歌舞伎の後継者育成 〇(〇)

6-1 ●●街道と宿場町

【方針】
 住民や寺院と連携し、文化財を活用した観光を進め、地域振興を図る。

【措置】

- 〇〇街道の美装・サイクルロードの整備 〇
- 〇〇PFIで旅館を宿泊施設に改修・運営 〇(〇)
- 〇〇家住宅を自転車と泊まる宿泊施設に改修 〇
- 〇〇家住宅でのブルーワーカー・カフェ 〇
- 〇〇レンタサイクルの整備 〇
- 〇〇仏像の詳細調査と修理 〇(〇)
- 〇〇寺院での座禅体験・コンサート等(ユニークベニュー) 〇
- 〇〇まちなみをいかしたアートフェスティバルの開催 〇
- 〇〇特産品をいかした土産物の開発と販売 〇(〇)
- 〇〇石地蔵の修復 〇
- 〇〇解説板の多言語化 〇
- 〇〇ボランティアガイドの育成 〇
- 〇〇歴史講座の開催・副読本の作成 〇(〇)

7-2 豊かな食文化 一海の幸・山の幸・地酒一

【方針】
 地域の魅力を再発見し、豊かな食文化及び関連する習俗の普及啓発に取り組む。

【措置】

- 〇〇フェノロジーカレンダーの作成 〇(〇)
- 〇〇温泉街を巡るコースの造成・モニターツアーの実施 〇
- 〇〇郷土食・名物の調査 〇(〇)
- 〇〇漁村レストランの開設 〇
- 〇〇漁労習俗に関する記録作成 〇
- 〇〇酒づくりに関するパンフレットの作成 〇(〇)
- 〇〇酒蔵の公開・レストランの新店 〇
- 〇〇旧酒名・ラベルをブランド化した酒の開発 〇
- 〇〇田園オーナー制度による米づくり 〇

※措置は、全域を対象に実施するもの、関連文化財群や文化財保存活用区域ごとに実施するものなどに分け、それぞれ記載します。図の措置は一例です。

市町村及び文化財所有者等への支援

◎支援の方針

県は、各市町村がそれぞれの地域の特徴を生かした文化財の保存活用を図ることができるよう、市町村が行う文化財の保存活用に係る事業の技術的・財政的支援を市町村の要請に応じて行います。国指定文化財等に関連する業務については、国との連絡調整を行います。また、適切な文化財の保存・活用が図られるよう、文化財所有者、管理責任者、管理団体に対し技術的・財政的支援を行います。

◎支援の内容と取組

- ◆文化財保存活用地域計画の作成や文化財の保存・活用について指導・助言を行います。
- ◆補助金等による財政支援を行います。
- ◆市町村が行う指定候補調査等への技術支援、県が行った調査の情報提供、市町村が実施困難な場合の県による災害確認調査を行います。
- ◆記念物等の国指定に係る意見具申、現状変更等の手続き、国庫補助事業等に関する国との連絡調整等、国指定文化財に係る国との連絡調整を行います。
- ◆市町村担当職員への研修の実施、市町村への職員派遣を行います。
- ◆歴史的建築物の建築基準法の適用除外に関する市町村への支援を行います。
- ◆都道府県間及び市町村間の連携、関係機関等との連携への支援、ネットワークの構築を行うとともに、連携を図るための各種会議等を開催します。

防犯・防災及び災害発生時の対応

◎防犯・防災及び災害発生時の対応の方針

文化財の防犯・防災は、日常管理が重要であり、その意識を高め、体制づくりに努めるとともに、防犯・防災設備の充実と定期点検や修理・更新など必要な対策を施します。また、災害発生時には、被害情報の収集から応急処置、復旧への対応など、文化財の保全に努めます。

◎防犯・防災及び災害発生時の取組

県及び市町村は、文化財保護のための防犯・防災対策に努め、日頃からの防犯・防災意識の涵養を図るとともに、防犯・防災施設等の整備・維持を推進します。災害が発生した場合は、人命保護を最優先にしつつ、文化財所有者と行政の連携した情報伝達により、県内文化財の被災状況を集約するとともに、国等との情報共有を図ります。

文化財が被災した場合は、文化的価値を損なわないよう被害の拡大を防ぐとともに、文化財所有者、市町村、県、文化庁の連携を密にし、災害復旧にあたり、国、県、市町村及び民間が連携した救済支援体制の構築を進めます。

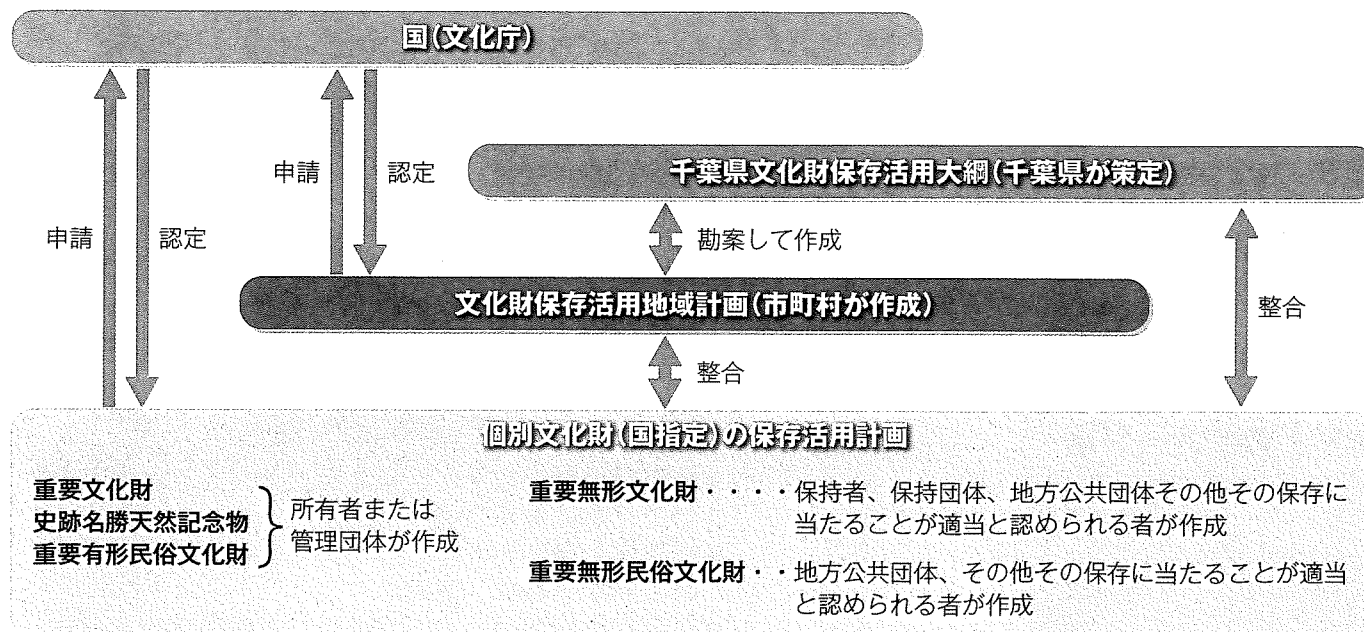
千葉県文化財 保存活用大綱

(概要版)

文化財の魅力を知り、守り、
次世代につなげ、活用することで、
豊かな県民文化を育む



《文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・個別文化財の保存活用計画の関係》



お問い合わせ 千葉県教育庁教育振興部文化財課

〒260-8662 千葉県千葉市中央区市場町 1-1

電話：043-223-4082(指定文化財班) E-mail：kybunk4@mz.pref.chiba.lg.jp



Agency for Cultural Affairs, Government of Japan
令和2年度文化庁文化芸術振興費補助金
(地域文化財総合活用推進事業)

令和2年10月
千葉県教育委員会

千葉県文化財保存活用大綱策定の背景と目的

千葉県では、県北西部においては大規模開発が進行し人口が増加しており、文化財について開発と保護の調和が求められていますが、それ以外の地域においては少子高齢化が進んでおり、いずれの地域でも、文化財や伝統文化を継承する地域社会の変容が進んでいます。また、近年頻発する自然災害等により、文化財の損壊のリスクが高まっています。

このような状況を踏まえて、本県の文化財の保存・活用の基本的な方向性を示し、県・市町村・文化財所有者等のもとより、県全体で相互に矛盾なく文化財保護に取り組むために、千葉県文化財保存活用大綱を策定しました。

文化財の保存・活用の現状

◎千葉県の県土及び地域の特徴と文化財の概要

千葉県は、関東平野から太平洋に向かって突き出た半島で、東西南側を海に囲まれ、北側が河川に面しています。低くならかな地形で、温暖な気候が特徴です。恵まれた環境のもと、千葉県には古くから人々が住み、多くの文化財が残されています。

◎千葉県の文化財の特徴と保存・活用の現状

◆千葉県の歴史・文化、自然の特徴

千葉県の文化財は、海や川に囲まれた地形と海や川からの恵みにより育まれたもの(貝塚など)、海や川を経て伝播した文化により誕生したもの(漁撈文化など)、鎌倉幕府や江戸幕府との関係等により発展したもの(やぐら、牧跡など)に特徴があります。また、房総半島の成り立ちをよく現わす地形、地層等(屏風ヶ浦など)、海や川に囲まれた立地及び海流等の影響を受けて生息・生育する動物、植物(海浜植物群落など)、房総半島の自然環境の変化の歴史を物語る動物、植物(ミヤコタナゴ、ヒメコマツなど)にも特徴があります。

◆千葉県の文化財の保存・活用の現状

千葉県では多様な文化財が指定(国指定 137 件・県指定 557 件)され、また、国史跡(30 件)・国天然記念物(19 件)の指定や、登録有形文化財(293 件)の登録が進んでおり、文化財の保存・活用について着実な成果が見られます*。その一方で、文化財所有者等の高齢化や担い手不足、文化財の公開・活用が不十分である点など、文化財の保存と活用について課題があります。また、自然災害等による文化財の被害も頻発化しています。

*令和2年10月31日現在

千葉県が目指す文化財の保存・活用の将来像と方針

◎千葉県が目指す文化財の保存・活用の将来像

県民一人一人が文化財の魅力を知り、
守り、次世代につなげ、活用することで、
豊かな県民文化を育む

◎将来像を達成する上での課題

◆保存に関する課題

- 所有者等に関連する課題
〔文化財所有者の高齢化に関すること〕〔担い手不足〕〔財政的弱体化〕など
- 行政に関連する課題
〔指定文化財の時代や地域ごとの偏り〕〔専門職員の配置等の文化財保護体制〕
〔計画的な文化財行政への取組〕〔地方公共団体や関係団体等の連携〕など
- 防災、防犯や災害復旧に関する課題

◆活用に関する課題

- 〔周知・公開〕〔学校等での普及・活用〕
〔観光振興への活用〕〔文化財の環境整備〕など

◎保存・活用の方向性と方針

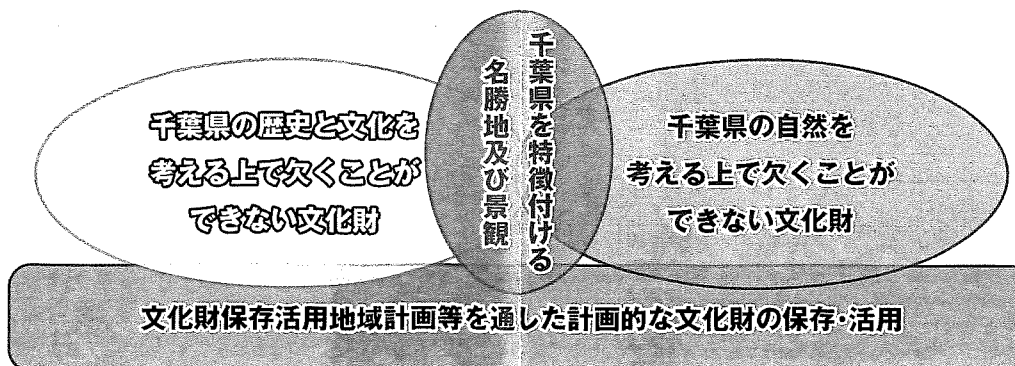
◆方向性

- 県民一人一人が文化財の魅力を知り、主体的に守り伝えます。
- 県・市町村・地域の人々が連携して、価値ある文化財を把握し、保存・継承・活用を図ります。

◆文化財保存・活用の方針

- 文化財の理解促進と魅力の周知などの普及啓発活動を強化します。
- 継続した調査を行い、保存・活用すべき文化財の把握に努め、指定等を推進します。
- 計画的な保存・修理等により、価値の維持に努めます。
- 文化財の保存・継承への取組を推進し、そのための体制を整備します。
- 地域連携を推進し、県民一人一人が参画する文化財の保存・活用を図ります。
- 文化財の観光振興等への活用を推進します。
- 県と市町村が優先的に取り組むテーマを定め、連携して取り組みます。

◀「県と市町村が優先的に取り組むテーマ」のイメージ▶



文化財の保存・活用を図るための取組

◎文化財の理解促進と魅力の周知などの普及啓発活動

- 博物館・美術館等や学校等における文化財に触れる機会の充実
- ホームページ等による効果的な文化財情報の発信
- 無形文化財及び無形の民俗文化財の公開
- 公開事業等を通じたわかりやすい文化財の紹介
- 外国語による文化財の普及啓発
- 防災教育への取組の推進
- 千葉県を特徴付ける文化財の、周知の取組の推進

◎文化財の調査、把握、指定等

- 継続した調査の実施と文化財の把握、記録類の作成の推進
- 調査結果を踏まえた、指定等による文化財の保存・活用の推進
- 埋蔵文化財の調査・把握・周知の推進

◎文化財の保存・修理等

- 文化財の価値を護るための保存・修理の取組の推進
- 補助金等の財政支援や専門的な技術支援の実施

◎文化財の保存・継承への取組と体制整備

- 文化財所有者に代わる管理責任者制度の活用
- 担い手の育成
- 防犯・防災対策の推進
- 専門職員の配置等の体制整備の努力と、関係部局、教育機関、関係団体との連携の推進

◎地域連携の推進と、県民一人一人が参画する文化財の保存・活用

- 民間団体等を含む地域連携の促進
- 市町村と連携した広域的な文化財の活用の推進

◎文化財の観光振興等への活用の取組

- 観光振興への取組を推進
- 活用を図るための文化財及び周辺環境整備の推進

◎県と市町村が優先的に取り組むテーマ

- 千葉県の歴史と文化を考える上で欠くことができない文化財に関する保存・活用
- 千葉県の自然を考える上で欠くことができない文化財に関する保存・活用
- 千葉県を特徴付ける名勝地及び景観に関する保存・活用
- 文化財保存活用地域計画等を通じた計画的な文化財の保存・活用

*各市町村は、「千葉県」をそれぞれの市町村名に読み替えて取り組むことが望まれます。